特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	健康管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

福岡県太宰府市長

公表日

令和4年12月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	（1）予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種を行うとともに、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の事務を行っている。 　太宰府市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・予防接種の実施 ・予防接種が原因の疾病、障害または死亡した場合の健康被害救済の支給 ・予防接種の履歴管理 ・予防接種費用の実費徴収に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対象者の抽出、予防接種の実施登録（予防接種間隔、実施日、実施場所等）、接種履歴、転入者・予診票紛失者への予診票発行の確認を行う。 （2）母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行っている。 　太宰府市は、母子保健法及び番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ・新生児の訪問指導の実施 ・健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ・妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ・母子健康手帳の交付に関する事務 ・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ・低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ・未熟児の訪問指導の実施 ・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ・養育医療の措置を受けた者等からの費用の徴収に関する事務 （3）健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するための事業を行うとともに、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などの事務を行っている。 　太宰府市は、健康増進法及び番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・健康増進事業の対象者の把握 ・健康相談等その他健康増進事業の実施 （4）新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理 ・他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1．健康管理システム 2．団体内統合宛名システム 3．中間サーバー 4．ワクチン接種記録システム（VRS）

2．特定個人情報ファイル名
（1）予防接種情報ファイル （2）母子保健情報ファイル （3）健康管理情報ファイル

3．個人番号の利用	
法令上の根拠	1．番号法第9条第1項　別表第一の10、49、76、86、93の2、101の項 2．番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS））を用いた情報提供・照会を行う場合のみ） 3．番号法第19条第6号（委託先への提供） 4．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第10条、第40条、第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 1. 番号法第19条第8号　別表第二　16の2、56の2、102の2、115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第二省令」という。）　第30条 （情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第9号　別表第二　16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2，121の項 2. 別表第二省令　第13条、第39条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　元気づくり課
②所属長の役職名	元気づくり課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 総務部 文書情報課 電話：092-921-2121　ファクス：092-921-1601

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒818-0125 福岡県太宰府市五条三丁目1番1号　保健センター 太宰府市 健康福祉部 元気づくり課 電話：092-928-2000　ファクス：092-920-7143

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ5. ①部署 ②所属長の役職名	①地域健康部　元気づくり課 ②元気づくり課長　井浦　真須己	①健康福祉部　元気づくり課 ②元気づくり課長	事後	①組織改編による変更 ②新様式に対応
令和1年6月28日	Ⅰ8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　地域健康部　元気づくり課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-1601	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　健康福祉部　元気づくり課 電話:092-921-2121　ファクス:092-920-7143	事後	組織改編による変更
令和1年6月28日	Ⅱ1. および2. いつ時点の計数か	平成28年2月29日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ		様式変更による追加		
令和2年10月20日	Ⅱ1. および2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年9月13日時点	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	Ⅰ 3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項　別表第一の10、49、76の項 （略）	1. 番号法第9条第1項　別表第一の10、49、76、86の項 （略）	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	Ⅰ8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　健康福祉部　元気づくり課 電話:092-921-2121　ファクス:092-920-7143	〒818-0125 福岡県太宰府市五条三丁目1番1号　保健センター 太宰府市 健康福祉部 元気づくり課 電話:092-928-2000　ファクス:092-920-7143	事後	5年に一度の見直しによる
令和3年3月5日	Ⅰ 1. ②事務の概要	（1）（略） ・予防接種費用の実費徴収に関する事務	（1）（略） ・予防接種費用の実費徴収に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対象者の抽出、予防接種の実施登録（予防接種間隔、実施日、実施場所等）、接種履歴、転入者・予診票紛失者への予診票発行の確認を行う。	事前	見直しによる
令和3年3月5日	Ⅰ 3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項　別表第一の10、49、76、86の項 （略）	1. 番号法第9条第1項　別表第一の10、49、76、86、93の2項 （略）	事前	見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月5日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号　別表第二　17、18、19、70 （略）	1. 番号法第19条第7号　別表第二　17、18、19、70、115の2の項 （略）	事前	見直しによる
令和4年2月22日	Ⅰ 1. ②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、上記（1）及び（2）の事務において、 （略）	番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、健康管理に関する事務において、 （略）	事後	見直しによる
令和4年2月22日	Ⅰ 1. ②事務の概要		（4）新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理 ・他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	追記
令和4年2月22日	Ⅰ 1. ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	追記
令和4年2月22日	Ⅰ 3. 法令上の根拠	（略） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第10条、第40条、第54条	（略） 2. 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS））を用いた情報提供・照会を行う場合のみ） 3. 番号法第19条第6号（委託先への提供） 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第10条、第40条、第54条	事後	番号法改正による項番の整理及び見直しによる
令和4年2月22日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 1. 番号法第19条第7号　別表第二　56の2の項 （略）	（情報提供の根拠） 1. 番号法第19条第8号　別表第二　16の2、56の2、102の2、115の2の項 （略）	事後	番号法改正による項番の整理及び追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第7号　別表第二　17、18、19、70、115の2の項 （略）	（情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第9号　別表第二　16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 （略）	事後	番号法改正による項番の整理及び追記
令和4年12月28日	Ⅰ 1. ②事務の概要	（2）母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康　診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行っている。	（2）母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行っている。	事後	文言整理
令和4年12月28日	Ⅰ 3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項　別表第一の10、49、76、86、93の2項	1. 番号法第9条第1項　別表第一の10、49、76、86、93の2、101の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による
令和4年12月28日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第9号　別表第二　16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2項	（情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第9号　別表第二　16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2，121の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による